

取扱区分：「公開」

令和3年第5回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和3年5月10日（月）10時00分

於：周南市役所 5階 委員会室3

令和3年第5回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和3年5月10日(月) 午前10時00分 ~ 午前10時50分

2 場所 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者等

(1) 出席委員 16人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第4番	佐 伯 伴 章
第5番	白 石 純 治	第6番	高 橋 恵
第7番	田 中 榮 作	第8番	歳 光 時 正
第9番	野 村 邦 幸	第10番	林 俊 一
第11番	原 田 雅 之	第12番	弘 中 壽
第13番	藤 井 孝	第16番	山 崎 光 夫
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 2人

第14番	藤 原 典 子	第15番	松 田 孝 行
------	---------	------	---------

(3) 事務局職員 5人

局 長	山 本 尚 秀	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	時 重 智 一	書 記	重 岡 のぞみ
書 記	和 田 智 幸		

(4) 関係部署職員 なし

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第17号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第18号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	7件
議案第19号	農地転用事業計画変更承認申請について	1件
議案第20号	令和2年度周南市農業委員会事業報告の承認について	1件

第3 報告事項

報告第27号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の提出について	6件
報告第28号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	2件
報告第29号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	6件
報告第30号	農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	5件
報告第31号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	6件
報告第32号	現況が農地でないことの証明について	5件

山本事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中16人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第14番・藤原典子委員及び第15番・松田孝行委員の2人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、第8番・歳光時正委員におかれましては少し遅れるとの連絡がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、送りました資料の訂正をお願いします。

送りました資料のそれぞれの位置図右上に「議案第17号」と記載していますが、番号1から番号7まで、「議案第18号」です。お詫びして訂正します。よろしくお願いいたします。

それでは、議長よろしくお願いいたします。

開会（午前10時2分 ～ ）

議長（山下会長）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただ今より令和3年第5回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第3番・岩田実委員、第8番・歳光時正委員のご両名をお願いいた

します。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第17号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

1ページの議案第17号は、1議案3件です。

番号1番をご説明します。

所在、地目は記載のとおりで、4筆の3,273平方メートルでございます。

尚、4筆とも現況は遊休農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢により耕作が困難であり譲受人は果樹園を開くために取得するものです。

取得後の農地は、約48アールで当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

10番、林です。

議案第17号1番について、現地調査の結果と補足説明いたします。

去る、4月26日に譲渡人とは電話で、譲受人とは現地にて確認いたしましたのでご報告いたします。

現地は、県道9号線に面しており、地目は畑で、数十年耕作はされておらず、草が茂っており荒れた状態でした。

これから少しずつ整備して柿と栗を栽培したいということであります。

譲渡人は高齢の為耕作が困難となり農業後継者もいないため譲

山本事務局長

議長（山下会長）

第10番 林委員

受人に譲り渡すとのことです。

無農薬栽培を予定しているとの事で、周辺農地に対する影響はないと思われますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第17号、番号1番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号、番号1番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第17号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第17号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

番号2番をご説明します。

所在、地目は記載のとおりで、1筆の796平方メートルでございます。

現況は遊休農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢の為耕作が困難であり譲受人は柚子を植えるために取得するものです。

取得後の農地は約126アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件のすべてを満たしていると判断します。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から

第6番 高橋委員

の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

6番高橋です。

2番について、4月21日に事務局と申請人と現地にて確認しましたので報告します。

申請地は長い間耕作されておらず、隣接する山林と同様に木が生い茂っておりました。譲渡人も農業後継者がいないことから、今後も耕作していくことが困難な為、近隣に住む譲受人が隣接する山林と一緒に購入して柚子を植えるとのことで今回の申請になりました。

山林部分と申請地に生い茂っておりました木は、譲受人が2、3ヶ月かけて切り出され整地しておりました。

すでに約200本の柚子が植えられております。

譲受人は他でも柚子を植えており、今回の申請は問題ないと思われま

す。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第17号、番号2番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号、番号2番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第17号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第17号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

番号3番をご説明します。

所在、地目は記載の通りで、1筆90平方メートルでございます。

権利移動は所有権移転で、申請人は昭和45年頃先代が取得した農地を相続しましたが、申請地は地籍調査により所有権移転登記が未了のままであることが判明したため、権利関係を贈与により整理するものです。

現況は、農業用の機械の回転など、農地の耕作に必要なあぜ道のような使われ方をされていますので、農地とみなされます。

取得後の農地は約86アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件のすべてを満たしていると判断します。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番 弘中委員

12番弘中です。

当議案につきましては、4月21日事務局と共に現地に参加しました。

当申請地は、申請人、譲受人がすでに10数年前より譲り受け耕作していたものであり、この度地籍調査の結果、未登記と判明したものであります。

現地は現在、休耕状態となっておりますが、連担する農地と一体性をなしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第17号、番号3番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

杉岡事務局次長

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号、番号3番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第17号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

2ページ、3ページの議案第18号は、1議案7件です。

では、番号1番をご説明いたします。

申請人は、記載の通りで、太陽光発電事業を行うため、日当たりの良い申請地を購入し、パネル設置を行うため、パネル設置面積1,108.51平方メートル、パネル枚数510枚を設置するもので、発電出力は150.0キロワットです。

譲渡人は高齢の為、耕作が出来ない状況にあり、申請地を農地として維持することが困難であるため、譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は土地の有効活用を図ろうとするものです。

申請地は、戸田駅から北東約250メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、公図、土地利用計画図、現場写真は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は駅から300m以内で第3種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件の事業計画は、公図の3426番、3428番1の合計面積である2,386平方メートルと公図の3426番の左側の現況が非農地である3427番1の土地958平方メートルを加えたもので、計画の全体面積は、3,344平方メートルです。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第3番 岩田委員

第3番の岩田です。

議案第18号1番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

4月27日譲渡人と現地において現地確認と意思確認をしました。

地目は田で、2筆803平方メートルと1,583平方メートル合計2,386平方メートルです。

現状はどちらも2年前まで稲作をしていたが、高齢となり農作業が出来なくなって耕作されていません。

水田としては条件の良い場所ですが、後継者もなく管理することが出来なくなって困っていたところへ太陽光発電業者さんからのお話があり、売り渡す事にしたそうです。

譲渡人とは電話にて意思確認をしました。

申請書、位置図、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書、いずれも問題ないと思います。

用排水路、農道等、周辺農地への影響はないものと思われま

す。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第18号、番号1番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号、番号1番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第18号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

番号2番をご説明いたします。

申請人は、記載の通りで、太陽光発電事業を行うため、日当たりの良い申請地を購入し、パネル設置を行うため、パネル設置面積516.07平方メートル、パネル枚数216枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

譲渡人は高齢の為、耕作が出来ない状況にあり、申請地を農地として利用する予定がないため、譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は土地の有効活用を図ろうとするものです。

申請地は、湯野支所から北西約350メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、公図、土地利用計画図、現場写真は配付資料のとおりです。農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業振興整備計画の農用地区域外で、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

なお、土地利用計画図の枠で記載のとおり、利用が難しい土地が63平方メートルと100平方メートルの合計163平方メートルあります。当地の2,428平方メートルから利用が難しい163平方メートルを差し引いた面積は2,265平方メートルとなります。

パネル設置面積は516.07平方メートルで、2,265平方メートルに

杉岡事務局次長

対する建ぺい率は22.78パーセントとなり、建ぺい率22パーセント以上の許可基準を満たしています。

また、土地利用計画図の空白の部分のパネルを設置しない場所について、譲受人から「3914番1の農地で設置をしない場所は、パネル設置をするには狭いことなどのため」とのことでした。現地調査によりこのことは確認いたしました。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番 弘中委員

12番弘中です。

当議案につきましては、4月21日に事務局と共に現地の調査をいたしました。

譲渡人、譲受人において所有権の移転の契約が成っていることは事前に確認をいたしました。

申請地につきましては、周辺が宗教法人の社屋、物流のコンテナヤード等が立地をしておる場所です。

これが設置されることによる農業上の水路関係、農道等に悪影響は考えられないものと確認できます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第18号、番号2番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号、番号2番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第18号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号、番号3番と番号4番ですが、土地は隣接し、一体の計画ですので一括議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

番号3番及び番号4番を一括してご説明いたします。

申請人は、記載の通りで、太陽光発電事業を行うため、日当たりの良い申請地を購入し、パネル設置を行うもので、番号3番は、パネル設置面積639.01平方メートル、パネル枚数250枚を設置するもので、発電出力は76.07キロワット、番号4番はパネル設置面積1,456.94平方メートル、パネル枚数570枚を設置するもので、発電出力は173.4キロワットです。

番号3番及び番号4番を合わせた全体面積は3,227平方メートルです。

それぞれの譲渡人は農業後継者もなく、農作業の負担を軽減させるため、譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は土地の有効活用を図ろうとするものです。

申請地は、夜市支所から北に番号3番は約420メートル、番号4番は390メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、公図、土地利用計画図、現場写真は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業振興整備計画の農用地区域外で、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類は整っています。

杉岡事務局次長

なお、二つの申請地の間にあります里道である法定外公共物の占有について、市の道路課に確認したところ許可されるということです。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第3番 岩田委員

第3番の岩田です。

まず、議案第18号3番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

4月22日、譲渡人と現地において現地確認と意思確認をしました。

地目は田で、2筆合計995平方メートルです。

現状は10年くらい前から耕作されていなくて放任状態でした。

後継者もなく管理経費がかかるので、売却を望んでいたところへ隣の田が太陽光発電になると聞き自分も頼んだそうです。

譲受人とは電話にて意思確認をしました。

申請書、行政書士への委任状、位置図、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書、いずれも問題ないと思います。

水路、農道など周辺農地への影響はないと思われます。

続いて、4番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

4月22日、譲渡人と現地にて現地確認と意思確認をしました。

地目は田で、2,232平方メートルです。

10年前ぐらいは近くの農業法人に耕作してもらっていたがその後は作付けしていないということです。

現状は雑草が生えていました。

後継者もなく、今後も耕作する事が出来ないので、今回太陽光

発電業者からお話があり売却することにしたそうです。

譲受人とは電話にて意思確認をしました。

申請書、行政書士への委任状、位置図、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書、いずれも問題ないと思います。

水路、農道等周辺農地への影響はないものと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第18号、番号3番及び番号4番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号、番号3番及び番号4番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第18号、番号3番及び番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号、番号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

番号5番をご説明いたします。

申請人は、記載の通りで、太陽光発電事業を行うため、日当たりの良い申請地に地上権を設定し、パネル設置を行うため、パネル設置面積473.86平方メートル、パネル枚数288枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

貸主は高齢となり、農業後継者がいないため維持管理・保全管理に困窮してきたため、借主に地上権を設定し利用して頂こうとするものです。

借主は土地の有効活用を図ろうとするものです。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

申請地は、中須支所から南西約590メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、公図、土地利用計画図、現場写真は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業振興整備計画の農用地区域外で、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第4番 佐伯委員

4番の佐伯です。

議案18号5番について現地調査の報告をします。

貸主とは現地にて農地確認しながら話をしました。

農地は長年耕作されておらず、今後も高齢で後継者もない為、農地の維持管理は困難と思われたので、今回の借主に意向に同意したとのこと。

近隣の人には境界立会もしてもらい、同意してもらっているとのこと。

借主とは電話にて、計画に間違いはないとのことですので、今回の申請について問題はないと思われます。

審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第18号、番号5番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号、番号5番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第18号、番号5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号、番号6番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

番号6番をご説明いたします。

申請人は、記載の通りで、太陽光発電事業を行うため、日当たりの良い申請地を購入し、パネル設置を行うため、パネル設置面積417.58平方メートル、パネル枚数233枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、勤務の都合上農業従事が困難で管理保全対策に困窮していたため、譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は土地の有効活用を図ろうとするものです。

申請地は、戸田支所から南約720メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、公図、土地利用計画図、現場写真は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業振興整備計画の農用地区域外で、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

第3番 岩田委員

3番の岩田です。

議案第18号6番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電事業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

4月22日譲渡人と現地において現地確認と意思確認をしました。

地目は田で、1,123平方メートルです。

現状は、数年前から耕作していないそうです。

草刈りはされていません。

昨年相続したが耕作することが出来ず困っていたところへ太陽光発電業者から売買の話があり、売却を決めたとのこと。

譲受人とは、4月25日電話にて意思確認をしました。

申請書、位置図、事業計画書、土地利用計画図、資金計画書、いずれも問題ないと思います。

周辺農地への水路等の問題もないものと思われま。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第18号、番号6番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号、番号6番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第18号、番号6番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号、番号7番を議題といたします。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

事務局より議案の説明をお願いします。

番号7番をご説明いたします。

申請人は、記載の通りで、太陽光発電事業を行うため、日当たりの良い申請地を購入し、パネル設置を行うため、パネル設置面積776.14平方メートル、パネル枚数400枚を設置するもので、発電出力は80.0キロワットです。

譲渡人は、当該農地を休耕しており、管理も困難になってきたため、譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は土地の有効活用を図ろうとするものです。

申請地は、鹿野総合支所から南東約270メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、公図、土地利用計画図、現場写真は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、総合支所から300メートル以内で第3種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第9番 野村委員

9番の野村です。

去る4月28日には、譲受人とは電話で確認しました。

譲渡人とは、4月29日に現地確認をしました。

この土地は2年前にも話があったんですけど、隣にある県道の拡張工事の関係で、県がどこまで買収されるかはっきりしないため、延期になっていた模様です。

今回、県と用地の売買契約が完了し、今回の申請になったものです。

書類はすべて揃っていますし、現地も、本人確認して間違いな

いということで、問題はないと思われま

以上です。

よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第18号、番号7番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号、番号7番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第18号、番号7番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第19号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

4ページの議案第19号です。

令和2年12月開催の第13回総会において、申請人である譲渡人に対し、農地法第5条第1項の規定により、太陽光発電設備設置のため、農地転用の権利移動に係る許可をいたしました。しかしながら、事業が未完了のまま、山口県の農地法施行細則第6条の規定により、別法人である譲受人に事業を承継するという事業計画変更承認申請書が提出されました。

変更理由として、「事業を承継する譲受人の代表者は、既に許可を受けている譲渡人の代表者の子で、新たに太陽光発電事業会社を設立し、承継法人で事業を拡大する」との記載があります。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・

議長 (山下会長)

杉岡事務局次長

被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第19号の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第19号について、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第19号は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第20号「令和2年度周南市農業委員会事業報告の承認について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

5ページの議案第20号は、別紙のとおり、令和2年度周南市農業委員会事業報告（案）をまとめましたので、本事業報告を承認することにつきまして、ご審議を求めるものです。

先月の協議会で4月7日現在の未定稿のものをお配りし、4月23日までにご質問やご意見をいただきたくお願いしましたが、ご質問やご意見はございませんでした。

別紙では、先月にお配りしたものからの修正箇所を青色で示しています。

最初に、先月の総会で策定の議決をいただきました「令和3年度周南市農業委員会事業計画」と同様に、表紙の裏面に「農業委員会憲章」を追加しました。

本編は3ページから始まりますが、3ページから5ページには、「1組織運営」として、総会、協議会及び幹事会の開催状況を記載しました。

5ページ、6ページには、「2農業委員・農地利用最適化推進委員」及び「3事務局体制」を記載しました。

6ページから15ページが「4活動実績」で、(1)農地等の利用の最適化を推進する活動、(2)農地法等関係活動、(3)組織活動、(4)研修活動、(5)情報提供活動、(6)日常活動、(7)その他の活動の7つの活動に区分して実績を記載しました。

16ページには、「5まとめ」を記載し、「(注記)」として、令和2年度は事業計画の策定がなかったため、年度当初に事業計画を立て、年度終了後に事業報告としてまとめる基本的な流れをとることができなかったが、次年度作成予定の令和3年度事業報告のスタイルを視野に入れて令和2年度事業報告を作成したことを述べています。

16ページから18ページが「6年間活動実績表」で、月別、日別の行事等の活動実績を表としてまとめています。

以上が本編で、19ページ以降が「資料編」になります。

20ページから23ページが「1総会の議事」で、議案及び報告の月別の個別件数を表にまとめています。

24ページから30ページが「2農地法等に基づく処理状況等」で、許可処分、届出の受理、証明書の交付等の処理状況を月別に区分して表にまとめています。

31ページ、32ページが「3用途別転用の状況」で、農地法第4条・第5条、許可・届出等に分け、用途別・施設概要別の転用の状況を表にまとめています。

33ページ、34ページが「4常設審議委員会の意見聴取」で、農地法第4条・第5条に分け、月別の意見聴取の状況、用途別・施設概要別の転用の状況を表にまとめています。

36ページから40ページが「5農業委員・農地利用最適化推進委員の活動状況」です。

「表35 農業委員の活動」及び「表36 農地利用最適化推進委員の活動」は、令和2年度には活動記録簿の提出を徹底していなかったことから、正

確な活動状況が把握できなかったため、数字を空白としています。

最後の40ページ、「表37 農地利用最適化交付金事業の対象とした活動」は令和2年度農地利用最適化交付金事業完了報告書の内容を一部加工し、その活動区分ごとに活動日数、活動内容を記載しました。

本編、資料編を合わせて全体で「事業報告」としています。

以上です。

議長（山下会長）

ただ今の議案第20号の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」のような簡易な修正については、会長にご一任を頂きたいと思えます。

このことを踏まえ、議案第20号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第20号は、承認することに決定いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第27号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

6ページ、7ページの報告第27号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は6件ございました。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第27号を終わります。

続きまして、報告第28号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

8ページの報告第28号は、市街化区域内にある農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。今回は2件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第28号を終わります。

続きまして、報告第29号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

9ページ、10ページの報告第29号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するための権利を取得するもので、許可は不要とされています。今回は6件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第29号を終わります。

続きまして、報告第30号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明

をお願いします。

山本事務局長

11ページ、12ページの報告第30号は、農業委員会に文書を提出することで許可は要しないとされているもので、農地法施行規則第53条第5号に規定された市が行う農業災害復旧工事等のための転用及び同条第14号に規定された認定電気通信事業者が行う携帯電話にかかるとの基地局等の設置のための転用です。今回は5件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第30号を終わります。

続きまして、報告第31号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

13ページの報告第31号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」の農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は6件です。

添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で報告第31号を終わります。

続きまして、報告第32号「現況が農地でないことの証明につい

山本事務局長

て」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

14ページ、15ページの報告第32号は、登記簿上の地目が田又は畑で、現況が田又は畑以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする方からの申請に基づき証明をするもので、今回は5件です。

内容は記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第32号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和3年第5回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時50分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和3年5月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 岩 田 実

委 員 歳 光 時 正